


所管部課		都市建設部 土木課	部長	内藤 峰雄		
件名		専決処分の報告について（集水ます周辺陥没による自動車事故）				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項				
	部課機関					
1. 要旨						
<p>平成26年10月2日（木）午後10時45分頃に発生した市道第244号線での集水ます周辺の陥没が原因となる自動車事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>事故の内容は、事故当事者が乗用車で制限速度の30kmで走行中、道路端の集水ます周辺が約8cm陥没していたことにより、車体がバウンドし、車体の下部が路面と接触して、フロントフェンダー下部に傷がついたものである。</p>						
2. 経過（現時点に至るまでの経過）						
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年10月 2日（木） 事故発生 ・平成26年11月26日（水） 専決処分 ・平成26年11月26日（水） 示談締結 						
3. 留意事項（問題点等）						
4. 主管部処理案（検討結果等）						
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年第4回市議会定例会最終日において報告したい。 ・賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」により全額補填される予定である。 						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。